

相続分

特別受益、寄与分をも考慮

数人の相続人が共同で相続する場合に各相続人が承継する割合を相続分といいます。（民法899条）。

相続分は第一に死亡した人（被相続人）の遺言による指定で決まり（指定相続分）、指定がない場合に民法の規定によって決まります（法定相続分）。

民法が定める相続分（法定相続分）は次のとおりです（同900条）。

- (1) 子と配偶者が相続人であるときは、子は2分の1、配偶者は2分の1、子が数人あるときは実子、養子の区別なく子の間で均分、その中に嫡出子と嫡出でない子とがあれば嫡出でない子の相続分は嫡出子の2分の1とされます。
- (2) 配偶者と直系尊属が相続人であるときは、配偶者は3分の2、直系尊属は3分の1、直系尊属が数人あるときは実父母、養父母の区別なく同親等の者で均分とされます。
- (3) 配偶者と兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者は4分の3、兄弟姉妹は4分の1、兄弟姉妹が数人あるときは兄弟姉妹間で均分、その中に父母の双方を同じくする者（全血）と父母の一方を同じくする者（半血）とがあれば半血兄弟姉妹の相続分は全血兄弟姉妹

の 2 分の 1 とされます。

代襲相続人の相続分は代襲される相続人が受けるべきであったものと同じであり、その代襲相続人が数人あるときはその中で前述の原則により各人の相続分を算出します（同 9 0 1 条）。

共同相続人の中に、被相続人から遺贈を受けたり生前に贈与を受けた者があるときは、相続開始のときに被相続人が有した財産の価額にその贈与の額を加えたものを相続財産とみなし、指定相続分または法定相続分で算出した相続分の中からその相続人が受けた遺贈又は贈与の額を控除した残額をその者の相続すべき額とします（同 9 0 3 条）。

N 共同相続人の中に、被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により、被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、寄与分として本来の相続分を超える財産の取得を認めています。寄与分は共同相続人の協議で定め、協議が調わないときは寄与者からの請求により家庭裁判所が定めることとしています（同 9 0 4 条の 2）。